

たいほく法人

Vol.54

平成30年3月
社団化30周年記念号

題字：遠藤好一さん



『—よき経営者をめざすものの 団体として30年 心新たに—』

大北法人会は、昭和39年12月19日に発足した大北地区法人会連合会が、昭和63年3月28日社団化され、本年度社団化30周年を迎える事になりました。会の運営にご支援いただいている御来賓の皆様と、ご協力頂いている多くの会員の皆様のご参加のもと、2月21日黒部観光ホテルに於いて記念式典を開催いたしました。

30年を振り返り節目を祝うと共に、税のオピニオンリーダーとしての今後の活動に心を新たにしました。

今号は、記念号として式典様子や30年の歩みについて掲載させていただきます。

主 な 内 容	会長・税務署長あいさつ……………	2
	社団化30周年 記念式典・講演会・祝賀会…	4
	社団化30周年のあゆみ ……	6
	『税を考える週間』事業……………	12
	作文コンクール……………	13
	税制改正に関する提言……………	15
	税務署だより……………	16
	社会保険労務士より……………	17
	法人会からのお知らせ……………	18



記念式典 会長式辞

一般社団法人大北法人会
会長 吉田 良造

本日ここに、大北法人会 社団化30周年記念式典を挙げるに当たり、平素格別なるご指導ご高配を賜っております国税当局をはじめ諸官庁並びに関係諸団体のご来賓各位、更に多年に渡り当会の発展に寄与された皆様及び多数の会員の皆様のご出席のもと、盛大に式典が挙行できます事に心より厚くお礼申し上げます。

当会は、昭和63年3月28日 会員の皆様のご理解とご協力のもと「社団法人大北法人会」として設立許可され発足致しました。平成9年度には10周年・平成19年度には20周年と節目の年に記念式典を挙げてまいり、20周年以降に於きましては、平成23年3月に長年お世話になりました(株)近江組様事務所より、現在の大町商工会館内へ事務局を移転致しました。また、公益法人制度改革により新制度が施行された平成20年12月以降、研究・検討を重ねる中で、平成25年4月1日「一般社団法人」への移行が認可され現在に至っております。

当会の主たる活動としまして、税に関する説明会や企業を支援するための研修会・講演会をはじめ各支部による地域に密着した社会貢献事業、また、受託保険会社様の協力を得ながらの会員増強運動、福利厚生制度の推進、2年に1度の研修旅行、広報誌(たいほく法人)の発行など役員及び会員の皆様のご協力を得ながら活動してまいりました。特に法人市町村民税の標準税率採用に向けて、既に採用されている小谷村を除く各市町村に対して毎年陳情書や請願書の提出等要望活動を続けた結果、少しずつではありますが、前進することが出来ました。不公平税制を解消するためにも一年でも早く採用して頂けるよう今後も活動を続けてまいります。

青年部に於きましては、租税教育活動に力を入れ、イベントでの税金クイズ大会や小学校での租税教室開催等活発に活動を行っております。また、女性部では、「綿の布」活動(青年部協賛)を長年続けており、更に、平成26年度より開始しました「税に関する絵はがきコンクール」では応募して下さる小学校や応募数が年々増加している等、精力的に活動頂いております。

さて、ここ10年を振り返ってみますと自然災害が多かった様に思います。東日本大震災を始め熊本地震、長野県でも南木曾町土石流災害・木曾御岳山の噴火、この時は、58人の尊い命が奪われ行方不明者5人など戦後最悪の火山災害となりました。又大北地域でも神城断層地震が発生し甚大な被害が出ましたが、近隣住民の協力や普段のコミュニケーションができており早期の救助活動が幸いし、死者を出さずに済みました。

当会でも地震に遭われた皆さんのお役に立てればと、お見舞金を大町市・白馬村・小谷村にお届け致しました。またその節には、全法連・県連および長野県内各単位会の皆様方からも心温かい義援金を頂き被災地へお届け致しました。皆様のご支援に厚く感謝を申し上げます。

日本を取り巻く経済環境は、大都市を中心に徐々に回復傾向になってはいますが、大北地域ではまだまだ実感する事が出来ません。法人会活動を通じて、地域活性化の一助となるべく、知恵を絞りながら一層の努力をしてまいりたいと思います。

当法人会は「税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援し地域の振興に寄与し国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体である」を理念として、今後も事業活動に邁進する所存でございます。

結びに、本日、公私共にご多用中のところお越しいただき記念式典にご光彩を添えて頂きましたご来賓各位のご厚情に厚く御礼を申し上げますと共に、ご参会いただきました皆様方のご健勝とご多幸、併せて会員企業の益々のご繁栄を心からご祈念申し上げます、式辞といたします。

今後も、一層のご指導、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

法人会の理念

法人会は税のオピニオンリーダーとして
企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し
国と社会の繁栄に貢献する
経営者の団体である



お祝いのことば

関東信越国税局
法人課税課長 宮田 忠厚

一般社団法人大北法人会の社団化30周年に当たり、心よりお祝いを申し上げます。

大北法人会におかれましては、昭和39年12月に創立された後、昭和63年3月に社団化を達成され、今年、社団化30周年という輝かしい節目の年を迎えられました。

この間、数多く開催された各種研修会はもとより、会報誌「たいほく法人」では、「北の安曇野探訪」と題して、大北地域の四季折々の風景や美しい自然を表紙にされ、工夫を凝らした会報誌を発行されるなど、様々な法人会活動を通じて税知識の普及や、納税意識の高揚を図るための啓発活動に熱心に取り組んでこられました。

また、地域発展のため、女性部と青年部による「綿の布」事業や、各支部による地域の实情に合わせた地域社会貢献事業など活発に展開してこられました。

このような長年にわたる幅広い活動を積極的に推進され、組織の充実と拡大に努めてこられた結果、大北法人会は、多くの会員企業を擁する立派な組織に発展されました。

これもひとえに、吉田会長をはじめ、歴代会長の強いリーダーシップと、役員並びに会員企業の皆様方の真摯なご努力の賜物であり、心から敬意を表する次第であります。

私どもといたしましても、法人会の活動がより一層充実したものとなるよう、引き続き連携・協調を図ってまいりたいと考えております。

さて、平成31年10月から消費税率の10%への引上げと消費税の軽減税率制度がスタートいたします。

私どもといたしましては、関係省庁と連携しながら、また、法人会をはじめとする関係民間団体の皆様のご協力をいただきながら、きめ細かな周知・広報に取り組んで参ります。

税に関する国民の関心が一層深まる中、法人会の皆様の存在は、私どもにとりまして非常に心強い限りです。

今後とも、地域社会のリーダーである大北法人会の皆様には、税務行政の良き理解者として、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たり、「山を想えば人恋し 人を想えば山恋し」と歌われ、北アルプスに抱かれたこの大北の地において、一般社団法人大北法人会及び会員企業のますますのご発展と会員の皆様方のご健勝を祈念いたしまして、お祝いの言葉とさせていただきます。



社団化三十周年 祝辞

大町税務署長 中村 俊樹

一般社団法人大北法人会が社団化30周年を迎えられましたこと、心からお慶び申し上げます。

大北法人会の皆様方には、日頃から私どもも税務行政の円滑な運営にご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

大北法人会は設立以来、「よき経営者をめざすものの団体」として納税道義の高揚に努め、健全な経営と社会の発展に貢献するという基本方針に沿い、活発な活動で税務行政並びに税に対する啓発活動に多大な貢献をされておられると共に、地域に密着した社会貢献活動も積極的に行うなど地域経済の活性化と企業経営の健全な発展に取り組んでおられます。

変動の激しい地域経済の中にあつて、会活動の基盤確立や組織の拡充のための活動は大変なご苦労があつたものと思います。吉田会長をはじめ、歴代会長・役員並びに会員の皆様方が行動力を結集され、現在の礎を築き上げ、地域経済に大きな影響力を持つ組織に発展されましたことは、誠にご同慶の至りに存じます。また、改めて深甚なる敬意を表する次第でございます。

さて、最近の税務行政を取り巻く環境は、社会経済の国際化やICT化の進展、更には平成31年10月から消費税率10%への引上げと軽減税率制度の実施が予定されております。このような様々な環境の変化に対応し、私どもは「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という使命を、着実に果たすよう積極的に取り組んでいく所存です。ただし、このような様々な課題に、より適切に対応していくためには、私どもの力だけでは自ずと限りがあり、大北法人会の皆様方のお力添えが不可欠であります。税務行政の円滑な運営に一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、山紫水明の大北の地で、この節目の年に勤務する機会に巡り会えましたことを大変光栄に存じます。一般社団法人大北法人会が、是非この30周年を契機に更に発展されますこと、併せて、皆様方のご健勝と会員企業の益々のご繁栄を心から祈念申し上げます、私のお祝いの言葉とさせていただきます。

社団化30周年 記念式典・講演会・祝賀会

記念式典 来賓祝辞



関東信越国税局
課税第二部法人課税課長
宮田 忠厚 様



大町税務署
署長
中村 俊樹 様



長野県議会
副議長
諏訪 光昭 様



長野県中信県税事務所
大町事務所長
久保田 俊一 様

来賓ご芳名

❖税務当局

関東信越国税局法人課税課長
宮田 忠厚 様
法人課税課審査企画係長
西園 直美 様
大町税務署長
中村 俊樹 様
大町税務署総務課長
鈴島 寛隆 様
法人課税部門統括官
所 正雄 様
法人課税部門上席官
松澤 利幸 様

❖県関係

長野県議会 副議長 諏訪 光昭 様
長野県議会 議員 宮澤 敏文 様
中信県税事務所大町事務所長
久保田 俊一 様

❖市町村

大町市長 牛越 徹 様
池田町長 甕 聖章 様
松川村長 平林 明人 様
白馬村長 下川 正剛 様
小谷村長 松本 久志 様

❖商工会議所・商工会

大町商工会議所会頭 坂中 正男 様
池田町商工会長 矢崎 昭和 様
松川村商工会副会長 矢口 茂 様
白馬商工会長 杉山 茂実 様
小谷村商工会副会長 今井 頌治 様

❖友誼団体

関東信越税理士会大町支部副支部長
北村 友一 様
大町税務署管内青色申告会連合会長
有賀 富雄 様

❖福利厚生制度受託会社

大同生命保険(株)松本支社長
小田 隆造 様
A I G損害保険(株)松本支店長
新井 俊介 様
アメリカンファミリー生命保険会社長野支社長
秦 雅治 様

❖法人会

一般社団法人長野県法人会連合会長
山浦 愛幸 様
一般社団法人長野県法人会連合会事務局長
戸谷 保 様

❖大北法人会役職員(現職を除く)

元会長 太田 純雄 様
前副会長 赤田 弥久治様
前副会長 榛葉 勝也 様
元副会長 池田 光夫 様
前副会長 内川 康和 様
元会計理事 宮嶋 邦宏 様
元会計理事 内山 近雄 様
前会計理事 渋田見 典稔様

講演会

落語会



30周年記念講演会として、柳家花緑師匠とその弟子で大町市出身の落語家柳家圭花さんによる落語会を開催しました。迫力のある語りに会場は笑いにつつまれました。

祝賀会



ご祝辞をいただいた
長野県議会議員
宮澤 敏文 様



市町村長代表大町市長牛越徹様のご祝辞を代読された
総務部長 市河 千春 様



乾杯のご発声をいただいた
関東信越税理士会大町支部
副支部長 北村 友一 様



大町商工会議所会頭の坂中正男様のご発声中締めをして頂き閉会となりました。

社団化30周年のあゆみ

昭和39年12月19日 大北地区法人会連合会発足
大町市法人会・池田町法人会・松川村法人会・白馬村法人会・小谷村法人会
昭和63年 3月28日 社団法人大北法人会設立許可
初代会長：宮原勝芳氏 理事：18名
事務所：大町商工会館内
会員数：840社 加入率：79.8%



昭和63年 4月20日 設立記念式典・祝賀会開催

平成 4年 7月 1日 事務所を(株)近江組事務所へ移転

平成 9年11月13日 社団化10周年記念式典・祝賀会開催
会長：平林淳男氏 理事：35名
会員数：1,046社 加入率：79.3%



平成20年 3月25日 社団化20周年記念式典・講演会・祝賀会開催
講師：北野 大 氏 『地球環境を救う新しいライフスタイルへ』
会長：太田純雄氏 理事：38名
会員数：828社 加入率：61.1%



平成23年 3月26日 事務所を大町商工会館内へ移転

平成25年 4月 1日 公益法人制度改革により一般社団法人へ移行
第1回通常総会 (平成25年5月28日開催)
会長：吉田良造氏 理事：20名
会員数：682社 加入率：55.9%



た い ほ く 法 人

<支 部>

	支部長	事務局	会員数	加入率
大町支部	薄井 朋介	大町市大町2511-3 大町商工会館内	330	65.74%
池田支部	中山 久幸	池田町大字池田4318-2 池田町商工会内	88	68.75%
松川支部	草深 国芳	松川村7019-11 松川村商工会内	62	55.86%
白馬支部	宮尾 英明	白馬村大字北城7078 白馬商工会内	139	38.61%
小谷支部	郷津 健	小谷村大字千国乙6762 小谷村商工会内	51	58.62%

H29.4.1現在

<青年部>

平成 5年 3月 8日 発足
 平成15年 3月15日 創立10周年記念式典開催
 平成25年10月18日 創立20周年記念式典・県連青年部合同例会開催
 主な事業……………研修会・租税教室・税金クイズ大会・会員親睦ゴルフ大会・社会貢献事業「綿の布」
 部 員 数……………34名(29年4月1日現在)
 部 長……………曾根原 幹二

<女性部>

平成 3年10月17日 発足
 平成13年 7月18日 創立10周年記念式典・県連女性部合同例会開催
 平成19年10月16日 県連女性部合同例会開催
 平成24年 3月 2日 創立20周年記念「春の女性セミナー」開催
 主な事業……………税務研修会・税に関する絵はがきコンクール・春の女性セミナー・社会貢献事業「綿の布」
 部 員 数……………51名 (29年4月1日現在)
 部 長……………伊藤 松子

《事業内容》 20周年以降

❖研修会・説明会関係

- 決算説明会 毎年5回開催
- 新設法人説明会 毎年1回開催
- マイナンバー制度導入セミナー開催(平成27年度)
- 春の女性セミナー
 - 20年度 『税制の課題について』大町税務署法人課税部門上席官
 - 21年度 『大町税務署の歴史』大町税務署長
 - 22年度 『間接税諸税関係について』大町税務署法人課税部門統括官
 - 23年度 『電子納税e-Tax及び今後の税制度について』大町税務署長
 - 24年度 『とつともためになる？相続税のお話』大町税務署長
 - 25年度 『人形のお話、税金の話』
 - 26年度 『税務署の仕事～女性が主役!～』
 - 27年度 『お酒の話』酒税について・県歌『信濃の国』について
 - 28年度 『歩く楽しみについて』
- 税務研修(署長講話)と税務署幹部との懇談会
 - 20年度 『e-Taxについて』
 - 21年度 『意見交換会』
 - 22年度 『国税査察制度について』
 - 23年度 『身近な税のお話』
 - 24年度 『所得・相続・贈与税のしくみについて』
 - 25年度 『税金よもやま話』
 - 26年度 宮沢賢治著『税務署長の冒険』について・税の豆知識
 - 27年度 『国税徴収制度ってな～に!』
 - 28年度 『暮らしを支える税』
 - 29年度 『暮らしを支える税』

た い ほ く 法 人

●研修用DVDの貸し出し(22年度より)

●インターネットセミナーの提供(23年度より)

●青年部研修

20年度	e-Taxの使い方
21年度	e-Taxソフトによる所得税徴収高計算書データの作成から納付手続き
22年度	『租税教育の進め方』大町税務署総務係長
23年度	『租税教育について』大町税務署総務係長
24年度	『事業承継について』八十二銀行大町支店長
26年度	『雇用トラブル対策セミナー』特定社会保険労務士
27年度	『マイナンバーの概要』大町税務署法人課税部門上席官 『マイナンバー取得時の対応』特定社会保険労務士『ストレスチェック制度の創設について』
28年度	『医療格差とセカンドオピニオン』T-PEC特別認定講師
29年度	『メンタルヘルス対策セミナー』

❖講演会

21年度	林家花丸氏『笑いは百薬の長・快適な生活は笑いと健康から』
22年度	川村妙慶氏『心の荷物をおろす知恵』
23年度	木村友泉氏『疲れきっている心と身体のコリ退治!』
24年度	佐藤まりえ氏『売上げが3割アップする接客術と話し方』 波登かおり氏『経営者のための元気な自分の作り方』
25年度	辻 イト子氏『景気回復は関西のオバちゃんパワーで!!』 荻原健司氏『スポーツ選手の人材育成 ソチ五輪に向けて』 白坂亜紀氏『銀座のママに学ぶ人間力、ビジネス力』
26年度	鈴木章生氏『職場で健康に働くためには～食品の知恵・健康の知恵』 西田陽子氏『出来る男の女子掌握術』
27年度	ナカノ・マクレーン氏『超一流マジシャンに学ぶコミュニケーションの極意』 宇多川久美子氏『経営者と従業員のストレス対処法』
28年度	森 透匡氏『ビジネスや日常生活で役立つウソ(人間心理)の見抜き方』 菊地亮太氏『企業は経営者で変わる』
29年度	佐山 和弘氏『大切な資産・事業を円滑に引き継ぐために経営者と奥様がすべきこと』 小島敦子氏『相手の心をひらくコミュニケーション術』

❖租税教育活動

●租税教室の開催

開催日	内容	講師
21年12月11日	美麻小学校租税教室	蜜澤青年部長
22年12月20日	美麻小学校租税教室	太田青年部長・奥村副部長
23年12月19日	美麻小学校租税教室	太田青年部長・奥村副部長
24年 8月 4日	税金クイズ大会	青年部
24年12月19日	美麻小学校租税教室	太田青年部長・奥村副部長
25年 8月 3日	税金クイズ大会	青年部
25年 9月26日	白馬北小学校租税教室	奥村青年部副部長
26年 8月 2日	税金クイズ大会	青年部
27年 1月21日	八坂小学校租税教室	奥村青年部副部長
27年 8月 1日	税金クイズ大会	青年部
28年 1月20日	八坂小学校租税教室	奥村青年部長
28年 8月 6日	税金クイズ大会	青年部
29年 2月 1日	八坂小学校租税教室	奥村青年部長・矢口副部長

た い ほ く 法 人

●税に関する絵はがきコンクール

- 第1回 平成26年度 応募数 9点 応募校 八坂小学校
- 第2回 平成27年度 応募数 133点 応募校 大町西・大町南・八坂小学校
- 第3回 平成28年度 応募数 120点 応募校 大町西・大町南・八坂・小谷小学校
- 第4回 平成29年度 応募数 182点 応募校 大町西・大町南・大町北・大町東・八坂・小谷・小学校

❖地域社会貢献事業

●支部による活動

年度	大町支部	池田支部	松川支部	白馬支部	小谷支部
20	大町市少年野球全国選抜交流大会支援	ハーブの植栽とプランターの設置	花の植栽とプランター設置 社協へビデオカメラの寄贈	『食のコンテスト』白馬うまリンピックの開催	村合併50周年記念事業後援『柳本昌一・岡部哲也』講演会
21	仁科台中学校へ図書カードの寄贈	ハーブの植栽と大型プランターの設置	花の植栽とプランター設置 社協へ吸引機の寄贈	ジャンプ競技場へナナカマド6本の植栽	国道沿いにポイ捨て禁止看板の設置
22	八坂・美麻中学校に図書カードの寄贈	ハーブの植栽と大型プランターの設置	花の植栽とプランター設置 社協へ楽器の寄贈	ジャンプ競技場へレンゲツツジ150本の植栽	フットサル村長杯支援と看板の設置・撤去作業
23	社協へ車椅子の寄贈	ハーブの植栽と大型プランターの設置	花の植栽とプランター設置 社協へゲーム機の寄贈	ジャンプ競技場へレンゲツツジ150本の植栽	フットサル村長杯支援と看板の設置・撤去作業
24	市へ車椅子と折りたたみ式ベッドの寄贈	ハーブの植栽と大型プランターの設置	花の植栽とプランター設置 社協へ車椅子の寄贈	レンゲツツジの植栽とグリーンスポーツの森整備事業支援	フットサル村長杯支援と看板の設置・撤去作業
25	社協へ洗濯機・ポータブルCDプレイヤー・スチール台車寄贈	ハーブの植栽と大型プランターの設置	花の植栽とプランター設置 社協へホットキャビの寄贈	ジャンプ競技場へレンゲツツジの植栽	塩の道の道標を作成・設置と看板の設置・撤去作業
26	社協へ車椅子と缶缶クラッシャーを寄贈	花ミズキとハーブの植栽と大型プランターの設置	花の植栽 社協へ特浴用アクションパッドの寄贈	松川河川敷へ芝桜の植栽	ごみ捨て防止看板の設置・撤去作業と村へ災害支援
27	社協へホームプロジェクトを寄贈	ハーブの植栽と大型プランターの設置	花の植栽 社協へ高齢者用レクリエーション雑貨寄贈	ジャンプ競技場へレンゲツツジの植栽	塩の道の道標の設置とごみ捨て防止看板の設置・撤去作業
28	山岳博物館へライチョウ観察用カメラの寄贈	プランターの土の入替えと苗の植え替え作業	花の植栽とプランター設置 社協へ車椅子の寄贈	飯田地区へアジサイの植栽	塩の道の道標の設置とごみ捨て防止看板の設置・撤去作業

●女性部・青年部『綿の布』事業(平成15年より継続して実施)

会員から寄せられた綿の布(タオル、シーツ、浴衣等)を女性部員により使い易い大きさに加工して、新しいタオルやティッシュペーパーと共に老人介護施設へ寄贈(毎年3ヶ所へ寄贈)

❖『税制改正提言事項』地方自治体に対する要望活動

法人市町村民税の標準税率採用に向けて

＜大町市＞	平成 8年	法人市民税の税率は均等割・法人税割共に制限税率を適用 法人市民税の税率改定に関する陳情書を提出……継続審議
	平成11年	法人市民税における標準税率採用に関する請願書提出……採択
	平成14年	均等割の税率が標準税率に引き下がる
	平成22年	法人市民税の税率改定に関する陳情書を提出……不採択
	平成23年 平成28年	法人市民税の税率改定に関する陳情書を提出……不採択 法人市民税の税率改定に関する陳情書を提出……採択
＜池田町＞	平成 8年	法人町民税の税率は均等割・法人税割共に制限税率を適用 法人町民税の税率改定に関する陳情書を提出……不採択
	平成 9年	法人町民税の税率改定に関する陳情書を提出……不採択
	平成11年	法人町民税の税率改定に関する請願書提出……採択
	平成12年	均等割の税率が標準税率に引き下がる
	平成27年	法人町民税の税率改定に関する陳情書・請願書を提出……採択
＜松川村＞	平成 8年	法人村民税の税率は均等割・法人税割共に制限税率を適用 法人村民税の税率改定に関する陳情書を提出……採択
	平成11年	法人村民税における標準税率採用に関する請願書提出……採択
	平成12年	均等割の税率が標準税率に引き下がる
	平成20年	法人村民税の税率改定に関する陳情書を提出……継続審議
	平成28年	法人村民税の税率改定に関する陳情書を提出
＜白馬村＞	平成 8年	法人村民税の税率は均等割・法人税割共に制限税率を適用
	平成 9年	法人村民税の税率改定に関する陳情書を提出……採択
	平成11年	法人村民税の税率改定に関する陳情書を提出……採択
	平成13年	均等割の税率が標準税率に引き下がる
	平成28年	法人村民税の税率改定に関する陳情書を提出……採択
＜小谷村＞	平成 8年	法人村民税の税率は均等割・法人税割共に制限税率を適用 法人村民税の税率改定に関する陳情書を提出……継続審議
	平成 9年	法人村民税の税率改定に関する陳情書を提出……採択
	平成10年	均等割・法人税割ともに標準税率採用

❖会員の状況

	法人数	会員数	加入率
20年度	1,270社	768社	60.5%
21年度	1,276社	750社	58.8%
22年度	1,265社	702社	55.5%
23年度	1,226社	697社	56.9%
24年度	1,219社	682社	55.9%
25年度	1,204社	674社	56.0%
26年度	1,175社	666社 (14)	56.7%
27年度	1,171社	678社 (25)	57.9%
28年度	1,188社	670社 (26)	56.4%

()内賛助会員の数

❖会員支援事業

- 20年度 視察研修旅行（日光・母畑温泉・裏磐梯の旅）
女性部：東京宝塚「スカーレット ピンパーネル」鑑賞
- 21年度 視察研修旅行（講師と巡る「東京江戸幕末坂本竜馬を訪ねる旅」）
女性部：ヴァイオリンコンサート鑑賞
- 22年度 女性部：ラインハルト(株)工場見学とアロマ体験・庭園散策
会員親睦ゴルフ大会
- 23年度 視察研修旅行開催（東北元気だそう応援ツアー「世界文化遺産平泉と秋保温泉の旅」）
女性部：劇団四季「夢から醒めた夢」鑑賞
会員親睦ゴルフ大会開催
- 24年度 女性部：新橋演舞場「十月大歌舞伎」鑑賞
会員親睦ゴルフ大会
- 25年度 視察研修旅行開催（東京スカイツリーと横須賀軍港めぐりの旅）
女性部：高橋まゆみ人形館と小布施散策の旅
会員親睦ゴルフ大会開催
青年部：青年部創立20周年記念式典・県連青年部合同例会開催
平成25年10月18日 黒部観光ホテル
- 26年度 神城断層地震の被災地へ義援金を贈る
『災害時の国税及び県税の減免、あるいは納税の猶予や申告期限の延長』等の資料を配布
会員親睦ゴルフ大会開催
女性部：中日劇場『売らいでか!亭主売ります』観劇
- 27年度 会員親睦ゴルフ大会開催
女性部：劇団四季『リトルマーメイド』鑑賞
視察研修旅行（天空の城竹田城と世界遺産姫路城見学）
- 28年度 会員親睦ゴルフ大会開催
女性部：歌舞伎座『芸術祭10月大歌舞伎』鑑賞
- 29年度 視察研修旅行（御開帳ガン封じ寺とおんな城主直虎の旅）
女性部：「北アルプス国際芸術祭」鑑賞
会員親睦ゴルフ大会

❖広報誌「たいほく法人」年2回発行 9月・2月

内容 北の安曇野探訪
税に関する情報
社会保険労務士からのお知らせ
司法書士からのお知らせ
会員企業訪問
事業報告
法人会からのお知らせ 等



『税を考える週間』事業

○納税・作文表彰式



平成29年度 大町税務署長納税表彰式 平成29年11月15日

平成29年度大町税務署長納税表彰式が11月15日JA大北会館アプロードに於いて執り行われました。

納税道義の高揚に貢献したとして、当会女性部長の伊藤松子さんと大町税務署管内青色申告会連合会理事の坂井勝子さんが大町税務署長納税表彰を受賞されました。

また、当会は租税教育の推進に努めたとして、大町税務署長より感謝状をいただきました。



中学生の税についての作文の表彰では、池田町立高瀬中学校 縣菜奈美さんの『消費税が上がる意味』が国税局長賞を受賞、高瀬中学校 笹岡広翔さんの『増税のニュースから考えたこと』、小谷村立小谷中学校 齋藤愛望さんの『税と生活』が税務署長賞を受賞されました。

高校生の税に関する作文では、長野県大町岳陽高等学校の北澤朱里さんの

『「税」の役割』が税務署長賞を受賞され、表彰後、受賞者により作文が朗読されました。

なお、大北法人会長賞は、白馬村立白馬中学校東楓さん『役立つ税金』と長野県白馬高等学校三林奈央さん『税金の大切さ』が受賞されました。

2人の作品を次頁以降に掲載致します。



○税務署長講演会参加 女性部

納税表彰式の後開催された、大町税務署長講演会に女性部が参加しました。

中村俊樹署長により『くらしを支える税』と題して行われ、税制度の将来像などについて説明されました。



一般社団法人 大北法人会長賞

『役立つ税金』

白馬村立白馬中学校3年 東 楓

「税金が無かったら？」と最初耳にした時は、「税ってまずどんな事？」と頭の中で？がいっぱいになりました。そこから、「税」のしくみについて調べてから最初の疑問について考えるようになりました。税金が無かったら、どんな世界になっていたのでしょうか。世界の前に日本国内からみていきましょう。国内に税金が無かったら、道路は凹凸、町はゴミだらけ、学校はボロボロそして、公務員として働いている人はお給料がもらえません。そう考えてみると、税金はなくてはならないと思います。でも、税金は、どんな時にかかるのでしょうか。みなさんが誰でも知っている・払っているのは「消費税」や「森林税」、などなどです。「消費税」は、買い物をした時に誰もが必ず支払うものです。今の私達中学生でも払っている税の一種です。「森林税」は私は耳にしたことがなかったので、インターネットを使って調べてみました。森林税は、環境保全に使うための税。森林税は他の県によって呼び方が変わります。長野県では、「長野県森林づくり県民税」と呼ばれているそうです。森林たちをこれからも守り続ける大切な税の一種だなと思いました。でも、森林税や消費税の他に身近な税金の使い道は？と新しい疑問が生まれました。前に学校でもらったパンフレットを開いてみると、「教育」「社会保障」などが載っていました。小学生、中学生が使用する教科書は、無償で配布されています。そのため、1年間で416億円が使われているという記事を見て、すごい金額だなと思いました。金額をみるともっと大切に、もっと便利に使っていかねばならないなと感じました。「社会保障」の面では医療や年金、介護に使われているのを知って、思ったことがありました。年金をそこそこ早い時から納めていかないと老後が不安だなと思いました。そう考えると、社会保障は安心して生きていくために重要だなと思った事、他にも生活していくうえで、住民の安全や豊かで便利な暮らしをこれからも続けていくのには、やっぱり税は重要だと強く実感しました。

税について調べていくとまだまだ自分の知らない事がたくさんあって、自分の中でも疑問を解決へつなげていく事が楽しくなり、税についての内容や種類をこれからにつなげられるように、これからもまだまだ自分の知らない事を見つけ、たくさん身につけていく事が大事だと思いました。



一般社団法人 大北法人会長賞

『税金の大切さ』

長野県白馬高等学校1年 三林 奈央

かぜを引いたので病院へ行ってお医者さんに見てもらい、普通は一万円くらいなのに三割払うだけでいいとか、おばあちゃんの具合が悪いので救急車を呼んで病院に運んでもらうとか、近くで火事が起きていたので消防を呼んで消してもらおうとか、これら全ては私たち国民が税金を納めているからやってくれる事です。なので、私はとても税金は大切な存在だと思います。なかには税金なんかいらぬとか税金があるから全ての物が八%分高くなっているの迷惑とか思っている人がいると思いますが、税金がないと最初に書いた事が出来なくなってしまいます。例えば、火事が起ったので火を消してほしい。なので消防に電話したら「一万円を払ってくれば火を消します」と言われたが、一万円を払えないと言ったら「じゃあ、火を消すことはできませんね」とことわられてしまうとか、道路がガタガタ、ゴミがあちこちにちらかっているなど生活に色々不便な所がたくさん出てきてしまいます。

私たちにとって一番身近な税金は消費税だと思います。その消費税は日本は八%ですが他の国は二十%など日本より高い国が多いです。例えば、スウェーデン、デンマーク、ノルウェー、ハンガリーが二十五%、ギリシャ、フィンランド、ポルトガル、ポーランドが二十三%など日本よりも高い国が圧倒的に多いです。逆に日本よりも低い国は台湾、カナダ、タイ、シンガポールの四カ国しかありません。調べた所、ヨーロッパに消費税が高い国が多いみたいです。私は一つ思ったことがあります。そんなに税金が高いのに世界一幸せな国とデンマークが紹介されているのを見たことがあります。それでなぜと疑問に思いました。調べてみるとデンマークは、医療費も教育費も無料、学校は無料で受験も偏差値もなし、十八歳以上の学生は国から生活費がもらえるなど国のサービスが充実しているからだそうです。消費税が高いからといっていい事ばかりではありません。しかし、デンマークのような消費税は高すぎだと思いますが、消費税は国にとっても国民にとってもなくてはならない存在だと思います。この色々調

べたのをきっかけに、私は消費税の重要性を知ったのでよかったです。



税制改正に関する提言

第34回法人会全国大会 福井大会が10月5日福井県産業会館において開催され、全国各地から1800名が参加いたしました。

式典に先立ち、毎日新聞専門編集委員の与良正男氏により「今後の政治と経済の行方」と題して記念講演会が行われました。

式典では、各表彰状の贈呈、税制改正提言の報告、青年部会による租税教育活動の報告の後大会宣言が行われました。

平成30年度税制改正スローガン

- 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方とも行財政改革の徹底を！
- 超高齢化社会に対応した社会保障制度を構築するため、適正な負担と大胆な受益の抑制を！
- 地域経済と雇用の担い手である中小企業に、税制措置でさらなる活力を！
- 中小企業は地域経済の要。本格的な事業承継税制の創設により事業の継続を！

行動する法人会

全法連では、平成30年度税制改正に向け、政府・政党に対して提言活動を行いました。

当会も、各市町村長及び各議会議長へ平成30年度税制改正に関する提言書を提出しました。

昨年提出した法人市町村民税の標準税率採用に向けた陳情については、大町市および白馬村の議会で採択されました。今後も早期の採用に向けて活動を続けてまいります。

	要望活動先	実施者	実施日
大町市	市長 牛越 徹氏 議長 勝野 富男氏	支部長 薄井 朋介 副支部長 井内 猛男 副支部長 蜜澤 茂志 事務局 横澤 晴美	H29年12月15日
池田町	町長 甕 聖章氏 議長 那須 博夫氏	会長 吉田 良造 支部長 中山 久幸 事務局 山崎 猛	H29年12月13日
松川村	村長 平林 明人氏 議長 白澤富貴子氏	支部長 草深 国芳 副支部長 五十嵐国明 事務局 依田 和志	H29年12月21日
白馬村	村長 下川 正剛氏 議長 北澤禎二郎氏	事務局 松井 照隆	H29年12月12日
小谷村	村長 松本 久志氏 議長 北村 利幸氏	支部長 郷津 健 事務局 中村 豊	H30年 1月15日

税務署だより

大町税務署

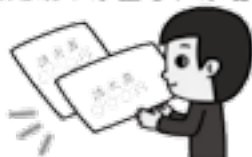
平成31年10月1日から 消費税の軽減税率制度が実施されます

軽減税率制度が実施されると、標準税率10%と軽減税率8%の複数税率となります。

日々の取引や経理にどのような影響があるの？

《例》 飲食料品の小売業を営む事業者の方

- 仕入先から交付された請求書等に記載された適用税率が正しいかを確認



- 毎日の売上げ・仕入れ（経費）を税率ごとに区分して記帳



- 必要に応じ、複数税率に対応したレジの導入・改修

レジの導入・改修が必要な中小事業者の方には支援措置があります。



- 必要な事項を記載した請求書等を売上先に交付

スーパー〇〇 領収書	
11/2	
牛肉 85	5,400円
豚り巻	2,200円
合計	7,600円
	(8%対象 5,400円)
	(10%対象 2,200円)
お預り	8,000円
お釣	400円

軽減対象品目の取扱いがない事業者の方や、免税事業者の方も、制度に対応するための準備が必要となる場合があります。

- 軽減税率制度に関するご相談
(消費税軽減税率電話相談センター)
専用ダイヤル 0570-030-456
【受付時間】 9:00~17:00 (土日祝除く)
- 消費税の軽減税率制度について (国税庁)
<http://www.nta.go.jp/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm>
- 中小の小売事業者等に対するレジの導入・電子的な受発注システムの改修等の補助金 (軽減税率対策補助金事務局)
<http://kzt-hojo.jp>
- 消費税の転嫁等に関する相談等
(消費税価格転嫁等総合相談センター)
<http://www.tenkasoudan.go.jp>

トピックス

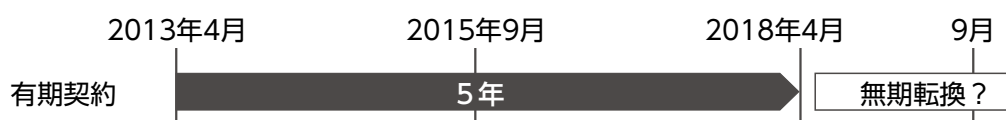
「2018年問題を考える」



社会保険労務士 みずの 水野 まさや 誠也

2013年4月に労働契約法の重要な改正がありました。それは、一定期間以上経過した有期契約社員が無期雇用転換を希望した場合、無期雇用に転換しなければならなくなったというものです。

2018年問題のイメージ



2018年にはその対象者が現実に転換時期を迎えはじめます。以下、2018年問題を再整理するとともに、労務管理上の注意点について説明します。

なぜ2018年か？

法改正の目的は「不安定な雇用状態を是正する」という言葉に集約されます。日本では正社員の解雇規制が大変に強く、業績による雇用調整のしわ寄せが契約社員、パートタイマー、派遣社員、などのいわゆる「非正規雇用者」に集中しています。

そのため、一定期間非正規雇用をしたのちに、以下のように安定した雇用に転換すべきルールが定められました。

法律の種類	改正内容の概要
労働契約法 2013年4月	有期労働契約が通算5年を超えて更新された場合、労働者の申し込みにより（会社が望まなくても）無期労働契約に転換する。

2018年以降、これらの法改正により対策をとるべき非正規雇用者が出始めるため、非正規社員を抱える企業にとって対応を求められることから「2018年問題」と言われています。

無期転換するとどうなるか

有期労働契約からの無期転換義務は「労働者が申し込みをした場合」に発生するため、会社が継続雇用を望まない対象者であっても本人から申し込みがあった場合には無期転換しなければなりません。無期雇用に転換した場合、「契約期間満了による退職（いわゆる雇い止め）」ができなくなることが最も大きな変化でしょう。

社内対応としては、転換時の手続きをどうするか、あるいは転換後の処遇・職責に変化をつけるのかが検討課題になってきます。法が変わったからという義務的対応に終始するのではなく、人材定着のための改正と前向きにとらえて取り組みたいものです。

法人会からのお知らせ

第6回通常総会開催予定のご案内

- ◆日時：平成30年5月29日(火) 15時00分開会
- ◆内容：通常総会・講演会・会員親睦交流会

大北法人会インターネットセミナーのご案内

大北法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます。

<http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/taihoku>

- ◆インターネットセミナーだから何時でも・何処でも・好きなだけご利用いただけます。
- ◆映像と音声による本格的セミナーが受講できます。
- ◆会員になるとより多くのコンテンツが視聴できます。

会員のID・パスワードは事務局へお問合わせください。

会員増強運動実施中

法人会では、新規会員及び青年部員・女性部員を募集しています。

一般社団法人へ移行後、新定款により法人の他、法人の事業所及び個人もご加入頂けるようになりました。是非お知り合いの方をご紹介くださいますようお願い致します。

【長野県と県内市町村からのお知らせ】

**平成30年度から、
原則全ての事業主が個人住民税の
特別徴収義務者に指定されます！**

- ◆地方税法において、従業員の個人住民税は、所得税の源泉徴収義務のある事業主が、個人住民税の特別徴収義務者として毎月従業員に支払う給与から差し引き、従業員に代わって納税いただくことが原則となっています。(個人住民税の特別徴収)
- ◆長野県と県内全77市町村は、この個人住民税の特別徴収を徹底するため、平成30年度から、原則として所得税の源泉徴収義務のある全ての事業主を特別徴収義務者に指定する取組を全県一斉に実施します。
- ◆これに伴い、原則全ての事業主の方は、平成30年6月の給与支払い時から、従業員の個人住民税を給与から差し引いて、市町村に納税いただくこととなります。
- ◆現在、特別徴収を行っていない事業主の皆さまは、特別徴収の実施準備をお願いします。

【お問合わせ先】 県庁市町村課(026-235-7068)又は最寄りの市町村住民税担当課までお問い合わせください。

消費税期限内納付

消費税の期限内
納付を忘れずに。

**推進運動
実施中！**



法人会

消費税には
申告・納付期限^(※1)
があります。

申告・納付には
e-Taxが
利用できます。

個人事業者の方
は振替納税も
利用できます。

- 消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。
- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です^(※2)。
- 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の 確定消費税額 ^(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) ^(※4)

※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヶ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。
※2 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。
※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。
※4 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自動的に中間申告・納付することができます。